

資料 3

個人情報流出事案 調査報告書

堺市
平成28年1月

— 目 次 —

1 事業の概要 ··· 1 頁

2 事業の経過 ··· 1 頁

3 調査の結果、判明した事実 ··· 4 頁

4 市としての対応 ··· 5 頁

5 関係職員の処分等 ··· 6 頁

6 再発防止の取組み ··· 9 頁

7 調査の妥当性等の検証 ··· 14 頁

8 用語説明 ··· 15 頁

(資料)

1 流出した個人情報 ··· 16 頁

2 時系列のまとめ ··· 17 頁

3 調査の詳細 ··· 20 頁

4 個人情報の含まれるファイルの特定作業 ··· 22 頁

5 相関図 ··· 23 頁

6 個人情報保護に関する指揮命令体制 ··· 24 頁

7 情報セキュリティに関する指揮命令体制 ··· 25 頁

(参考資料)

1～5・8 堺市報道提供資料 ··· 26～40 頁・43 頁

6～7 広報さかい ··· 41 頁～42 頁

1 事案の概要

本市職員（会計室 課長補佐級職員 59歳、平成27年12月14日付け懲戒免職）（以下「元市職員」という。）が、無断で自宅に持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間のレンタルサーバー（*1、用語説明（15頁）を参照、以下同じ。）の公開されている部分に保存しました。

このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時の約68万人の有権者データなどの個人情報を含む15ファイルが外部からアクセスされ、個人情報が流出したものです。

※流出した個人情報を含む15ファイルの詳細は、資料1「流出した個人情報」（16頁）を参照

2 事案の経過

※事案の経過の詳細は、資料2「時系列のまとめ」（17頁）を参照

（1）市への通報から個人情報流出の発覚まで（平成27年6月～9月）

6月24日に、市のホームページに「インターネット上に不審な情報がある。」との趣旨の匿名の通報（メール）が寄せられ、調査したところ、元市職員が作成したと思われるメール文書や事務マニュアルなどの情報が、インターネット検索サイトにキャッシュ（*2）として残されていることが確認されました。

翌6月25日以降、市では、インターネット検索サイトへのキャッシュの削除依頼を行うとともに、メール文書を分析した結果、元市職員が自ら開発した選挙システムを他の自治体や民間企業に対して売り込もうとしていた疑いがあることが分かり、元市職員への聞き取りを中心に調査を進めました。

なお、キャッシュとして残されていたファイルの中には、個人情報を含むものはありませんでした。

そうした中、8月22日に、インターネットのブログサイトに「堺市の選挙システムや有権者の個人情報、職員と思われる個人情報の流出があったようである」との書き込みがなされたことから、個人情報の流出の疑いについても調査を進めていたところ、9月5日に別のインターネットサイトに「堺市の職員や関係者の個人情報を含む情報が流出していた」との書き込みがなされ、マスキングされた個人情報の一覧やメール文書の画像が掲載されました。

聞き取りの結果、元市職員が、業務ファイルを個人で契約していたレンタルサーバーの公開されている部分に保存したことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、平成26年7月時点の本市外郭団体（公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団）の短時間勤務職員の一覧などの個人情報を含む2ファイルが流出したことが判明しました。なお、インターネットサイトに掲載され、流出したとされる「有権者の個人情報」については、架空の個人情報（ダミ

ーデータ）であることを確認しました。

その後、9月12日に、9月5日に書き込みがなされたインターネットサイトに、「続報・堺市の個人情報流出」として、流出したとされる新たな個人情報の一覧の画像がマスキングされて掲載されました。

改めて調査した結果、先のものに加え、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時の投開票所の施設管理者・鍵保管者の一覧等の個人情報を含む4ファイル（うち2ファイルは後に同一のものであることが判明）が流出したことが判明しました。また、元市職員が、北区選挙管理委員会事務局に在籍していた間（平成18年度から23年度まで）に、約68万人の有権者データを9回にわたり無断で市から持ち出し、自宅に持ち帰っていたことも新たに判明しました。

市では、平成27年9月7日と9月13日に、事案の経過及び内容、これまでの調査結果、確認された事実等を公表しました。

※公表内容は、参考資料1「堺市報道提供資料(平成27年9月7日提供)」(26頁)、参考資料2

「堺市報道提供資料(平成27年9月13日提供)」(27頁)を参照

(2) 全容解明に向けた調査の実施から結果の公表まで（平成27年9月～12月）

事案の全容解明を行ううえでは、レンタルサーバーに保存され、外部からアクセスされた個人情報を含むファイルを特定する必要がありましたが、元市職員は、「平成27年4月に異動した際に、前の職場からの問合せに対応するためレンタルサーバーにファイルを保存していたが、問合せも来なくなり必要がなくなった。」との理由から、平成27年6月下旬にレンタルサーバーのファイルを削除していました。（その後の調査で、レンタルサーバーの運営会社から「サーバー内の個人情報が閲覧できる状態にある。」旨の連絡を受け、ファイルを削除していたことが判明）

また、「仕事のストレスから心身に不調を来たし、医師に相談したところ、仕事から離れて仕事を忘れるように言われた。」との理由から、平成27年8月上旬に職場や自宅のパソコン、ポータブルハードディスクのファイルも削除し、機器を初期化していました。

市では、レンタルサーバーの運営会社に削除されたファイルの復元を依頼したところ、ファイルの復元は技術的に困難とのことでしたが、元市職員を介して、レンタルサーバーの操作記録（ログ）の提供を受けることができました。

また、職場や自宅のパソコン、ポータブルハードディスクの削除されたファイルについても、専門業者に依頼しファイルを復元することができました。

その後、復元したファイルの確認と操作記録（ログ）との照合、分析を進めた結果、レンタルサーバーに保存されていた個人情報を含むファイルは184ファイルあったことが判明しました。また、これら184ファイルに対して、通信事業者（プロバイダー）(*3)から延べ26回、検索ロボット(*4)から延べ29回、計延べ55回のアクセス

スがあつたことも判明しました。

分析の結果、2つの通信事業者（プロバイダー）のIPアドレス(*5)を保有する人物から、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時の約68万人の有権者データなどの個人情報を含む15ファイルがアクセスされ、これらの個人情報が外部に流出していたことが判明しました。なお、検索ロボットからの情報流出の可能性は非常に低いと考えています。

※調査の詳細は、資料3「調査の詳細」(20頁)、資料4「個人情報の含まれるファイルの特定作業」(22頁)を参照

これを見て、市では、平成27年12月14日付で、元市職員に対する懲戒免職処分など、関係職員3名（元市職員を含む）に対して懲戒処分を、8名に対して服務上の措置を、それぞれ行いました（外郭団体によるものを含む）。

併せて、平成27年12月14日に、判明した事実や調査の概要、市としての対応、関係職員の処分等、再発防止の取組み等を公表しました。

※公表内容は、参考資料3「堺市報道提供資料(平成27年12月14日提供)」(29頁)を参照

(3) 通報者等との接触から接触の結果得た情報の公表まで（平成27年9月～12月）

市では、流出した個人情報を保全し2次被害の発生を防止するため、市等への通報者や、個人情報を含むファイルに外部からアクセスした者に対して、情報の提供や、流出した個人情報の返却、消去を求めるべく、平成27年9月から接触の試みを続けてきました。

その結果、2つの通信事業者（プロバイダー）を介して個人情報を含むファイルに外部からアクセスした2つのIPアドレスのうち1つのIPアドレスの保有者と、JP C E R T コーディネーションセンター(*6)を介して接触（メールによるやり取り）することができました。

接触の結果、2つのIPアドレスの保有者は別人物の2名であり、うち接触することができた1名は市やJP C E R T コーディネーションセンターなどへ通報した者（以下「通報者」という。）、残る1名は通報者が相談した者（以下「相談者」という。）であるとの情報が得られました。

その後、通報者とは直接、接触（メールによるやり取り）ができました。

通報者によると、「（自分は）堺市が事実を隠蔽する可能性を予想し、隠蔽があった場合の対策として個人情報をダウンロードした。堺市が個人情報の流出を認めたことから個人情報を保有する理由が無くなり削除した。他に転送はしていない。」、「相談者も、（個人情報を）発見しダウンロードした後は、拡散させることなくデータを削除済み。」とのことでした。

また、通報者からは、市が行った発表に関して「（自分が）善意の通報者であることが明らかに示されなかつたために、インターネット上で犯罪者扱いになった。通報者

が不利益を被ることは通報者保護の観点からあってはならない。」との指摘が、また、個人情報へアクセスした人数に関して「検索エンジンのサーバーら全てのサーバーのアクセスログを精査しないと分からぬ。」との指摘がありました。

市では、平成27年12月25日に、通報者等への接触の結果得た情報や市としての見解、通報者からの指摘等を公表しました。

※公表内容は、参考資料4「堺市報道提供資料(平成27年12月25日提供)」(38頁)を参照

(4) インターネット動画サイトへの掲載について (平成27年12月)

元市職員が、平成26年4月から平成27年12月までの間、インターネット動画サイトに掲載していた、選挙システムの操作デモンストレーション動画に実在する市民2名の個人情報が使用されていたことが判明しました。

使用されていた個人情報は、既に公表している平成23年11月執行の大坂府知事選挙時の郵便等による不在者投票対象者に含まれるデータでした。

市では、平成27年12月25日に、確認された事実等を公表しました。

※公表内容は、参考資料5「堺市報道提供資料(平成27年12月25日提供)」(40頁)を参照

3 調査の結果、判明した事実

※関係職員の関係性等については、資料5「相関図」(23頁)を参照

(1) 個人情報の流出について

「1 事案の概要」「2 事案の経過」のとおり

(2) 選挙データの持出しについて

元市職員は、平成12年度から17年度まで、堺市選挙管理委員会事務局に所属し、主に不在者投票の各種帳票を発行する選挙事務等の補助システム（以下「選挙補助システム」という）の保守を担当していました。

その後、平成18年度に、北区選挙管理委員会事務局（北区企画総務課）に異動となりましたが、選挙補助システムに精通していたため、堺市選挙管理委員会事務局の選挙課長（当時）が元市職員に対して、各区の選挙補助システムの保守を依頼しました。

元市職員は選挙以外の業務も担当しており、選挙補助システムの保守作業を行う時間的余裕が無かったとの理由で、選挙補助システムを自宅に持ち帰り保守作業を行っていました。その際、約68万人の有権者データも自宅に持ち帰りシステムの動作確認を行っていました。

業務上、取り扱うデータを外部に持ち出すにあたっては電算管理者（堺市選挙管理委員会事務局の場合は選挙課長）の承認を得る必要でしたが、元市職員はこれを行うことはなく、無断で自宅に持ち帰っていました。

また、それ以降も北区選挙管理委員会事務局に在籍していた平成23年度までの間、業務上の必要性が無いにも関わらず、選挙執行の度に有権者データを無断で自宅に持ち帰り、自作システム（次項参照）の動作確認のためにデータを更新していました。

（3）自作システムの売込みについて

元市職員は、自宅に持ち帰った選挙補助システムを自ら改良し、新しいシステム（以下「自作システム」という）の開発を行っていました。

平成24年度に、市の外郭団体である（公財）堺市産業振興センターに異動となり、業務上の必要性は無くなりましたが、その後も自宅において自作システムの改良を重ねていました。

平成25年の第一四半期には、堺区選挙管理委員会事務局（堺区企画総務課）に自作システムを持ち込み、元同僚であった職員に立ち合わせ、堺区選挙管理委員会事務局のパソコンを使用して自作システムに有権者データを取り込み、システムの動作確認を行っていました。

元市職員は、自作システムが堺市で使用されることを望んでいましたが、平成25年8月に行われた新選挙補助システムの入札で落札業者が決定し、自作システムが堺市では採用されないことが決定しました。

これを受け、元市職員は、自作システムが他の自治体で採用されることを望み、平成25年8月以降には当時在籍していた市外郭団体（公益財団法人 堺市産業振興センター）のシステム保守業者に、平成26年5月には選挙システムを取り扱う民間企業2社に、平成26年10月頃には別の市外郭団体（公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団）のシステム保守業者に、平成27年1月には松原市選挙管理委員会に、それぞれ自作システムの売込みを行っていました。

これら民間企業や他自治体への売込みは、いずれも相手方が取り合わず話が進展することはありませんでした。また、元市職員と売込み先の民間企業やシステム保守業者との間の金銭の授受も確認されていません。

4 市としての対応

（1）流出した個人情報の保全

市では、接触した通報者（2-(3)を参照）が事案の詳細を知ることから、通信事業者（プロバイダー）を介して個人情報に外部からアクセスしたIPアドレスの保有者本人であると考えています。

この通報者の「ダウンロードした個人情報を含むファイルは削除した。他への拡散はない。」との言から、通報者・相談者が保有していた流出した個人情報は削除され、そこからの2次流出やそれによる被害発生の恐れはないものと考えています。

市では、今後も引き続き、個人情報の2次流出やそれによる被害の発生がないか注視していきます。

(2) 関係者へのお詫び

ア 文書等によるお詫び

個人情報が流出したとされる、郵送等による不在者投票対象者や施設利用申込者、事業参加者などの方々には、文書等によるお詫びを行いました。

イ ホームページ、広報紙への記事の掲載

個人情報の流出により、市民の皆様に多大なご不安とご心配をお掛けしたことをお詫びするとともに、判明した事実や市としての対応を市民の皆様にお知らせするために、市や関係外郭団体のホームページ、市広報紙（平成28年1月号・2月号）に記事を掲載しました。

※掲載内容は、参考資料6「広報さかい（平成28年1月号）」（41頁）、参考資料7「広報さかい（平成28年2月号）」（42頁）を参照

5 関係職員の処分等

(1) 懲戒処分、服務上の措置

平成27年12月14日付けで、元市職員に対する懲戒免職処分など、関係職員3名（元市職員を含む）に対して懲戒処分を、8名に対して服務上の措置を、それぞれ行いました（外郭団体によるものを含む）。

ア 市が行った処分

（懲戒処分 2名）

処分内容	被処分者	行為内容
① 免職	会計室 課長補佐級 (59歳)	<ul style="list-style-type: none">個人情報を含む業務データを無断で自宅に持ち帰った。自宅に持ち帰った選挙補助システムを改良して自作のシステムを開発し、複数の民間企業等に対して売り込みを行った。個人情報を含む業務データを、民間のレンタルサーバーに保存し、個人情報の流出を招いた。事情聴取においても明確な証言を行わず、また、持ち帰ったデータを意図的に削除、証拠隠滅を図るなど、事実解明の遅延を招いた。これらの行為により市政に対する重大な信用失墜を招いた。

②	戒告	教育委員会事務局 地域教育支援部 係長級(56歳) ※堺市教育スポーツ 振興事業団へ派遣中	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発の依頼を受けた職員①に対して、適正な手続きを経ることなく個人情報を含むデータを提供した。 ・システム開発の完了後も、職員①に対して個人情報を含むデータの返却を求める等、適正な個人情報の管理を怠り、個人情報の流出を招いた。
---	----	---	--

(服務上の措置 5名)

	処分内容	被処分者	行為内容
③	厳重注意	美原区役所 美原保健福祉総合センター 課長級 (56歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から20年度までの間、堺市選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、北区選挙管理委員会事務局に在籍していた職員①に対し、正式な手続きを経ることなく、安易に各区の選挙補助システムの保守を依頼した。
④	文書訓告 (管理監督)	健康福祉局 長寿社会部 再任用職員(63歳)	
⑤	文書訓告 (管理監督)	中区役所 中保健福祉総合センター 課長級 (57歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から23年度までの間、職員①が北区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、所属長としての監理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。
⑥	文書訓告 (管理監督)	教育委員会事務局 学校教育部 課長級 (54歳)	
⑦	文書訓告	市民人権局 人権部 係長級 (51歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から25年度までの間、堺区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、平成25年度に職員①の依頼に応じ、区選挙管理委員会の選挙システム用のパソコンを用いて職員①が自作システムの動作確認を行うことを容認し使用させた。

イ 外郭団体による処分

(ア) 公益財団法人 堺市産業振興センターによる処分

(服務上の措置 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑧	文書訓告 (管理監督)	堺市産業振興センター 課長級 (60歳)	・所属長としての部下の管理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。

(イ) 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団による処分

(懲戒処分 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑨	戒告	堺市教育スポーツ 振興事業団 事務局長 (64歳)	・適正な手続きを経ることなく、部外者 (職員①) にシステムの開発を依頼し、部下職員②に対して、部外者 (職員①) に協力するよう命じた。 ・業務の進捗管理を怠り、結果的に団体の保有する個人情報の流出を招いた。

(服務上の措置 2名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑩	厳重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 部長級 (47歳)	・所属長として、職員②に対する業務の進捗管理を怠った。
⑪	厳重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 課長級 (58歳)	

なお、公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団にあっては、流出事案の発生を受けて、理事長が平成27年12月31日付で引責辞任しました。また、懲戒処分を受けた事務局長 (職員⑨) も同日付で辞職 (諭旨免職) しました。

(2) 刑事告訴

市では、これまでに前例のない規模の個人情報の流出を招き、市民の市政に対する信用を大きく失墜させたことから、事案を引き起こした元市職員を、地方公務員法第

34条（秘密を守る義務）に違反し、堺市個人情報保護条例第57条（不正盗用）にあたるものとして、刑事告訴する方針です。

現在、警察との相談を行っており、状況が整い次第、刑事告訴する予定です。

(3) 経費の求償

市では、平成28年1月27日付けで、事案の調査に要した費用（削除されたファイルの復元費用、弁護士相談の費用）を、元市職員に求償しました。

今後も、流出事案に係る経費を元市職員に求償する方針です。

6 再発防止の取組み

市では、今回の事案を引き起こした大きな原因は、情報セキュリティの面において「所属長の承認を得ることなく、業務上のデータ（有権者データ等）を外部に持ち出すことができた」点にあるものと考えています。

事案の発生を踏まえ、改めて本市の個人情報の取扱いや情報セキュリティの現状を検証した結果、以下の5つの課題があることが分かりました。

- ・ 元市職員が個人情報及び守秘義務に対する認識を著しく欠いていたことに加え、個人情報保護管理者である所属長の認識も不十分であり、規定に反して保有個人情報を持ち出すことが可能な管理体制であったこと。
- ・ 担当者にシステム上の権限が付与されれば、所属長によるシステム上の承認行為が無くとも、システムからデータを外部に持ち出すことが可能であったこと。
- ・ 住民情報を扱うシステムのうち一部のものを除き、接続承認を得ていない外部記録媒体でも接続することが可能であること。
- ・ 住民情報を扱うシステムのうち一部のものを除き、データの外部持出しの操作記録（ログ）を取得することができないこと。
- ・ 個人情報を取り扱う個別システムのうち、住民情報系ネットワークに属さず、十分な情報管理ができていないシステムがあること。

これらの課題を解決し、かかる事案が再び起ることのないよう、情報セキュリティを強化する再発防止策として、以下の取組みを進めています。

また、市では、今後の検証委員会（7調査の妥当性等の検証 を参照）における議論を踏まえ、現在の取組み以外にも、再発防止に有効と考えられる対策を引き続き検討していく方針です。

○職員の意識向上

(1) 全職員を対象としたe ラーニング研修の実施 【実施済み】

職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性と内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する、個人情報保護と情報セキュリティに関するe ラーニング研修を行いました。

併せて、部長級から課長補佐級までの職員を対象に、個人情報保護に関するより実践的な内容のe ラーニング研修を行いました。

今後も、継続してこれらのe ラーニング研修を実施するとともに、研修の中で内容の理解度を測るテストを実施していきます。

(2) 管理職を対象とした集合研修、自己点検の実施 【実施済み】

各課における個人情報保護管理者である課長が、個人情報の適正な管理を徹底することを目的として、業務上、個人情報を取り扱う部署の管理職を対象に、情報の適正管理に関する集合研修を行いました。

研修の中では、自己点検リストを用いた自己点検を行い、日常の情報セキュリティ対策の実施状況を再確認しました。

今後も、各局・区の総務担当課長や新任の管理職、新規採用職員を対象に、個人情報の取扱いや個人情報流出防止の観点を重視した内容の集合研修を継続して実施していきます。

○データの外部持出し制限の強化

(3) U S B の接続口を塞ぐ措置の実施 【実施済み】

個人情報を取り扱うシステムの端末にU S B メモリ等の外部記録媒体を接続できなくなるよう、端末のU S B の接続口を物理的に塞ぐ対策を行いました。

(4) 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 【実施中】

電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間（1分以上）を設定する対策を行いました。

このことにより、送信ボタンをクリックした後も直ちにメールが送信されず、その間に間違いに気づいた場合に修正することが可能となり、送信ミスが発生するリスクの軽減を図りました。

今後、引き続き、添付ファイルを外部へ送信する際の所属長による承認機能や、メールの宛名を「T o」や「C C」から「B C C」へと強制的に変換する機能等を導入する予定です。

(5) 外部記録媒体（ＵＳＢメモリ等）の接続制限の拡充 【平成28年度早期に実施予定】

府内ＬＡＮや一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を拡充し、使用する外部記録媒体は事前に許可した媒体に制限する仕組みを、全ての住民情報系(*7)システムの端末を対象として実施します。

(6) データの外部持出し承認の二重化 【平成28年度早期に実施予定】

住民情報系システムの端末において、データの外部持出しを行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長によるシステム上の承認がなければ、外部記録媒体へのデータ持ち出しを不可能にする仕組みを導入します。

(7) データ外部持出し時のデータの暗号化 【平成28年度早期に実施予定】

住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入します。

(8) 二要素認証の導入 【平成28年度早期に実施予定】

住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止するため、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入します。

(9) データの外部持出し時の操作記録(ログ)取得の拡充 【平成28年度早期に実施予定】

一部の住民情報系システムで既に実施している端末での入出力操作に係る操作記録の取得を拡充し、データの外部持ち出し時の申請と承認に係る操作記録を取得する仕組みを導入します。

(10) 庁内ＬＡＮ(*8)へのシンクライアントシステム基盤の導入 【導入を検討】

端末のローカルディスクにデータを保存できないようにすることで、パソコンやディスクそのものを持ち出しても一切の情報が流出しない環境を構築することを目的として、庁内ＬＡＮへのシンクライアントの仕組みの導入を検討します。

(11) 庁内ＬＡＮへの暗号化の導入 【導入を検討】

庁内ＬＡＮ上の全てのファイルを強制的に暗号化し、庁内ＬＡＮ端末でしかファイルの閲覧、編集ができない仕組みの導入を検討します。

(12) 住民情報系システムへの暗号化の導入 【導入を検討】

住民情報系システムの端末に保存したファイルや業務システム上の共有フォルダ内に保存しているファイルを強制的に暗号化する仕組みの導入を検討します。

○情報セキュリティ等に関するチェック体制の強化

(13) 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 【実施済み】

個人情報保護に関して、担任副市長（田村副市長）を最高個人情報保護責任者、各部に総括個人情報保護管理者（各部長）を置き、総括個人情報保護管理者と個人情報保護管理者（各課長）が、それぞれ上位者の命を受けて、個人情報の適正管理に係る報告、調査及び研修等、必要な措置を講ずるための体制を構築しました。

同様に、情報セキュリティに関して、担任副市長（中條副市長）を最高情報セキュリティ責任者（CISO）とした指揮命令体制を構築し、その実働部隊として情報セキュリティに関する統一的な窓口（CSIRT）を設置しました。

これらの体制の強化により、平常時には、個人情報保護に係る報告、調査及び研修等を実施するとともに、技術の進歩や他市等で発生した情報セキュリティインシデント（情報セキュリティに関する障害、事故及びシステム上の欠陥をいう。）の状況等を踏まえながら、実施している対策等の妥当性等をチェックします。

また、万が一、個人情報保護に関する事故や情報セキュリティインシデントが発生した緊急時には、その内容を正確に把握し、被害拡大の防止、障害の復旧、再発防止などを迅速かつ的確に行います。

※指揮命令体制の概要は、資料6「個人情報保護に関する指揮命令体制」(22頁)、資料7「情報セキュリティに関する指揮命令体制」(23頁)を参照

(14) 情報セキュリティに関する外部監査の実施 【実施済み】

職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティ対策が講じられているかどうかを、外部の専門家により客観的に監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施しています（平成15年度、20年度、26年度、27年度に実施）。

平成27年度はマイナンバーを取り扱う部署を対象に「情報セキュリティ外部監査」を実施しました。今後も継続的に実施していきます。

(15) 個人情報取扱事務の届出手続の変更 【実施済み】

個人情報取扱事務の届出について、従来、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めていたものを、平成28年1月からは、これらに加え、毎年度当初に、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を行うよう変更しました。

(16) 個人情報の適正管理に関する要綱等の改正 【実施済み】

事案の発生を踏まえ、個人情報保護に係る管理体制の強化を図ることを目的として、「個人情報の適正管理に関する要綱」及び「個人情報取扱事務の委託に関する基準」を改正しました。

(17) 情報セキュリティポリシーの改正 【実施済み】

事案の発生を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ることを目的として、情報セキュリティ対策の基本方針や対策基準を定める「情報セキュリティポリシー(*9)」について、国のガイドライン(*10)に基づいた点検を行い、データの持ち出し対策や外部記録媒体の使用制限等に関する規定を改正し、ルールを厳格化しました。

(18) 実施手順の改正 【実施中（平成28年1月末を目指して完了予定）】

「情報セキュリティポリシー」に定められた方針や対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の「実施手順」(11)（システム所管課において策定）の雛形と報告・申請・承認の手続き書面の様式を定め、全庁に通知しました。

現在、各所管課において、改正作業を進めているところです（平成28年1月末を目指して完了予定）。

○事故発生時の対応の強化

(19) 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 【実施済み】《再掲》

個人情報保護に関して、担任副市長（田村副市長）を最高個人情報保護責任者とした指揮命令体制を構築しました。

同様に、情報セキュリティに関して、担任副市長（中條副市長）を最高情報セキュリティ責任者（CISO）とした指揮命令体制を構築し、その実働部隊として情報セキュリティに関する統一的な窓口（CSIRT）を設置しました。

これらの体制の強化により、個人情報保護に関する事故や情報セキュリティインシデント（情報セキュリティに関する障害、事故及びシステム上の欠陥をいう。）の発生時に、その内容を正確に把握し、被害拡大の防止、障害の復旧、再発防止などを迅速かつ的確に行います。

(20) 関係部局による事故対策会議の設置 【実施済み】

上記の副市長をトップとする指揮命令体制において的確な判断が下せるよう、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告することを目的に、関係部局（市政情報課、情報化推進課、政策調整担当、広報課、人事課、法制文書課）からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置しました。

(21) 情報セキュリティアドバイザーの選任 【実施済み】

上記の副市長をトップとする指揮命令体制において的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者（弁護士、学識経験者等）を「情報セキュリティアドバイザー」に選任しました。

また、本市が実施している情報セキュリティ対策の妥当性やそのあり方についての助言等もいただくこととしています。

7 調査の妥当性等の検証

(1) 検証委員会の設置

流出事案に関して、専門的な見地から堺市が行った調査や再発防止策の妥当性を検証するために、個人情報流出事案検証委員会を平成28年1月20日に設置しました。

検証委員会は、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する専門的知見を有する弁護士、学識経験者、有識者からなる外部委員3名により構成します。

検証委員会は、「流出事案に関して市が行った調査に関する妥当性の検証」、「市が行う再発防止策に関する妥当性の検証」、「個人情報保護、情報セキュリティに関する提言」について審議を行い、平成28年2月末を目途に審議結果を市長に報告する予定です。検証委員会による審議結果は、市ホームページ等で公表します。

市では、平成28年1月20日に、検証委員会の概要、開催日時等を公表しました。

※公表内容は、参考資料8「堺市報道提供資料(平成28年1月20日提供)」(43頁)を参照

(2) アクセスログの解析

個人情報へのアクセスに関して、改めて、個人情報を含むファイルにアクセスした全てのアクセスログの解析等を専門機関に依頼し、検証します。

《用語説明》

* 1	レンタルサーバー	ウェブサイトやウェブアプリケーションをインターネットで一般公開するために使われる、複数のユーザーが利用するサーバーを提供するサービス
* 2	キャッシュ	インターネットの閲覧時にウェブページの表示速度を上げるために、ウェブページを構成する画像などのファイルを複製して保存されたデータ
* 3	プロバイダー	インターネットに接続するサービスを提供する事業者
* 4	検索ロボット	インターネット上のウェブサイトの情報を取得して検索用データベース・インデックスを作成する自動巡回プログラム
* 5	I P アドレス	インターネットやLANなどのI Pネットワークに接続されたコンピュータなどに割り振られる識別番号
* 6	J P C E R T コーディネーションセンター	インターネットを介して発生する侵入やサービス妨害などのコンピュータセキュリティインシデントについて、日本国内のサイトに関する報告の受付、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討や助言などを、技術的な立場から行う、特定の政府機関や企業からは独立した中立した組織（一般社団法人）
* 7	住民情報系システム	住民基本台帳や税、国保や年金等の住民情報を扱う業務に関する各種システムを扱う、インターネットなどの外部のネットワークに繋がっていない、市役所内部で閉ざされたネットワーク
* 8	庁内 LAN	主に市役所内部の日常業務に関するシステム（例えば、文書管理や財務会計、人事給与など）を扱う、行政内部のネットワークシステムで、正式名称は「堺市行政情報ネットワークシステム」。インターネット接続や電子メールのほか、部署単位でのファイル共有などを行っている。
* 9	情報セキュリティポリシー	堺市電子計算機管理運用規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱
* 10	国のガイドライン	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成27年3月版）
* 11	実施手順	システムやデータを守るための必要な手続きとしてシステム毎に定めるルール

(資 料)

- ・流出した個人情報
- ・時系列のまとめ
- ・調査の詳細
- ・個人情報の含まれるファイルの特定作業
- ・相関図
- ・個人情報保護に関する指揮命令体制
- ・情報セキュリティに関する指揮命令体制

流出した個人情報

資料 1

区分	番号	ファイルの内容	含まれる個人情報	件数 (人数)	公表の時期 (H27)
選挙関係	1	選挙有権者の一覧 (全市分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、郵便番号	682,524	12月14日
	2	選挙ポスター掲示場所の貸主の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	23	12月14日
	3	システムのマニュアル (当該職員が自作したシステム用に作成したもの)	(有権者の) 氏名、性別、生年月日、住所	8	12月14日
	4	郵便等による不在者投票の対象者(一定の要件を満たす障害者、要介護者)の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、性別、生年月日、住所、資格者証の区分、身体障害者手帳・戦傷病者手帳の番号、等級、障害名、送付先住所、代理記載人の氏名、生年月日、郵便番号	119	9月13日
	5	投開票所の施設管理者、鍵保管者の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	8	9月13日
産業振興センター関係	6	伝統産業会館運営事業費の支出データ (平成25年4月から26年3月までの間のもの)	(職員の) 氏名、給与、賃金、通勤手当	18	12月14日
	7	伝統産業会館研修室の利用申込の一覧 (平成26年4月から27年3月までの間のもの)	(申込者の) 氏名、住所、電話番号	5	12月14日
	8	アルバイト応募者の一覧 (平成25年3月時点のもの)	氏名、年齢、住所、電話番号	11	9月7日
	9	伝統産業子ども就業体験事業への参加者の一覧 (平成24年11月から25年2月までの間のもの)	氏名、住所、電話番号、学校名、学年	35	9月13日
教育スポーツ団体関係	10	放課後児童対策事業所で勤務する短時間勤務職員の一覧 (平成26年10月から26年11月までの間のもの)	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、入社日、在学学校名、給与実績データ ※重複分を除いた総数	1142	9月7日
	11	同上 ※10と作成日時が異なるもの			9月7日
	12	同上 ※10と作成日時が異なるもの			9月7日
	13	同上 ※10と作成日時が異なるもの			9月7日
	14	同上 ※10と作成日時が異なるもの			9月7日
その他	15	メールアドレス (当該職員が過去に個人で使用していたフリーメールに登録していたもの)	氏名、メールアドレス ※うち氏名が無いもの36件	40	12月14日

時系列のまとめ

日付	事象・市の対応
6月24日(水)	○市政情報課ホームページに、「不審情報について」の匿名のメールが届く。
6月25日(木)	○市政情報課から選挙管理委員会にメール内容を伝達、あわせてキャッシュの内容を確認、保存を行う。
6月26日(金)	○選挙管理委員会から人事課に報告。 ○キャッシュの内容を確認し保存するとともに、インターネット検索サイトへのキャッシュの削除依頼を行う。 ○他自治体や民間企業に売り込みを図るメールを確認したため、調査を開始。 ○キャッシュ内容からは個人情報に関するデータは確認できなかった。
7月17日(金)	○元市職員への事情聴取を実施。(1回目) ● この間、キャッシュの確認、削除依頼及び削除確認を継続して実施。
8月24日(月)	○職員がインターネットのブログサイトに選挙等の情報流出があったようであるとの掲載(8月22日(土)掲載)を発見し、選挙管理委員会に連絡。 ※この時点で初めて個人情報の流出の疑いがあることが判明。 ○キャッシュの内容を改めて調査したが、選挙システムに関するキャッシュは確認できたが、個人情報を含むものは確認できなかった。
8月26日(水)	○元市職員へのヒアリングを実施(2回目)し、パソコン等を押収。 ○削除されたデータの復旧を試みたが、データが全て消去されており、データの復旧はできなかった。
8月31日(月)	○元市職員へのヒアリングを実施。(3回目)
9月1日(火)	○元市職員が契約していたレンタルサーバー会社に削除されたデータの復旧を依頼したが、技術上、不可能との回答を得る。
9月2日(水)	○元市職員へのヒアリングを実施。(4回目) ○8月26日(水)押収したパソコン等は既に初期化されており、自宅内のすべてのパソコン、記録媒体(外付けハードディスク等)を押収。
9月2日(水)	○他自治体、民間業者へのヒアリングを実施。(~4日(金))
9月4日(金)	○キャッシュの確認を継続して実施する中で、堺市教育スポーツ振興事業団に関連すると思われる情報が確認される。 ○元市職員へのヒアリングを実施。(5回目) ・出退勤管理システムの開発後も所有していた短時間勤務職員の一覧を、誤って外部に公開されているレンタルサーバーに保存したことなどを供述。 ○堺市教育スポーツ振興事業団へのヒアリングを実施 ・元市職員に出退勤管理システムの開発を依頼したこと、短時間勤務職員の一覧を渡したことを確認。
9月5日(土)	○インターネットのサイト(探偵ウォッチ)に本件に関する内容が掲載される。 ○元市職員へのヒアリングを実施。(6回目)
9月7日(月)	○報道提供(個人情報の流出) ※68万人の有権者情報の流出は確認していない。

時系列のまとめ

9月 9日 (水)	○パソコン、外付けハードディスクのファイル復元を業者に依頼。
9月 12日 (土)	○インターネットのサイト（探偵ウォッチ）に本件に関する内容が再度掲載される。
9月 13日 (日)	○報道提供（68万人の有権者情報の持ち帰り及び新たな個人情報の流出） ※元市職員が68万人の有権者情報を持ち帰っていたが流出は確認していない。 ○6月24日の市への通報者に対して協力依頼メール送付。 ・以降、9月17日（木）、10月6日（火）、26日（月）、11月16日（月） 12月2日（水）に協力依頼メールを送付したが返信なし。
9月 28日 (月)	○業者から復元ファイルのリスト130万件を受け取り。 ○リストから復元するファイル12万件を抽出し、10月13日（火）業者へ送付。
10月 16日 (金)	○JPCERT経由で通報者に対して協力依頼のメール送信。 ・通報者から「堺市に直接連絡を取るなど協力をを行う意思はない」との返答。
10月 22日 (木)	○業者から12万件の復元ファイルを受け取り。
10月 27日 (火)	○レンタルサーバー会社から操作ログ4万件（削除ログ）入手。
11月 2日 (月)	○事案の対応について、IT弁護士に相談。
11月 5日 (木)	○JPCERT経由で通報者に対して協力依頼の文書を送付。 ・11月13日（金）通報者から「直接連絡を取るなど協力をを行う意思はない」との返答。
11月 6日 (金)	○事案の対応について、学識経験者（大学教授）に相談。
11月 10日 (火)	○レンタルサーバー会社から操作ログ30万件（アクセスログ）入手。 ○操作ログ（削除ログ4万件、アクセスログ30万件）の解析、12万件の復元ファイルと削除ログの突合、目検による個人情報ファイルの確認。
11月 13日 (金)	○JPCERT経由で通報者に対して再度の協力依頼の文書を送付。 ・11月18日（水）通報者から「個別回答を行う予定はなく、今後の貴組織への支援を含め、本件に関して時間を割くつもりはない」との返答。
11月 20日 (金)	○ケーブルTVに対して、IPアドレスの契約者に関する情報開示請求。 ・12月2日（水）契約者より「JPCERT、堺市などへ連絡したが、この行為は法令違反に当たらず、また、堺市に対する信頼感もないため、情報開示には同意しない、情報開示には不同意」との返答。
11月 23日 (月)	○アクセスログの分析、復元ファイルとの突合の結果、68万人の有権者データがインターネット上に掲載されていた可能性があることが判明。
11月 24日 (火)	○副市長、市長に68万人の有権者データがインターネット上に掲載されていた可能性があることを報告。 ※副市長・市長から有権者データの流出の有無、データへのアクセス状況を急ぎ、関係機関（警察、専門弁護士など）へ相談するよう指示あり。
12月 11日 (金)	○アクセス状況の調査の結果、15の個人情報を含むファイルに2名のIPアドレスからアクセスがあったことが判明。（同日夜、副市長、市長に報告）

時系列のまとめ

12月12日(土)	○関係局による緊急会議を開催、公表に向けた準備を行う。
12月13日(日)	○市長、3副市長会議を実施。
12月14日(月)	○報道提供（68万人の有権者データを含む15のファイルにアクセスがあったこと、関係者の処分、今後の対策など） ○市長、副市長の給与減額及び自主返納を公表。
12月15日(火)	○流出した個人情報の保全、2次被害を防止するため、JP CERTを通じて通報者に情報提供や個人情報の返却、消去を求めるための接触を継続して実施。 ○JP CERTを通じて、通報者からIPアドレスのプロバイダ情報（ケーブルTVからの通信であること）や閲覧したデータは既に削除していることの返答あり。
12月18日(金)	○JP CERTを通じて、通報者から、もう一人の閲覧者は、通報者が6月当初インターネット上で発見した際に相談していた方で、その方のプロバイダ情報がモバイル通信であること、その方がダウンロードしたデータは拡散なく削除したことの回答あり。 ○元職員の刑事告訴について警察に相談（以降、継続して調整を進めている）
12月20日(日)	○通報者から人事課にメールが直接届く。 ・報道機関の記事により自分の居住地域が発表されたことで、インターネット上で通報者が犯罪者扱いとなっている。ダウンロードした理由は市が隠蔽した場合の対策であったこと、閲覧者は通報者だけと言えないことを公表するよう依頼あり。
12月24日(木)	○元職員がインターネット動画サイトに掲載していた、選挙システムの操作デモンストレーション動画に実在する市民（2名）の個人情報が使用されていたことが判明。
12月25日(金)	○報道提供（通報者との接触の結果得た情報、通報者からの指摘事項、今後の対応） ○報道提供（インターネット動画サイトに掲載された動画に含まれている個人情報）

調査の詳細

(1) 調査の内容と確認された事項

職員①は、自宅・職場で使用していたパソコンやポータブルハードディスクの全てファイルを削除、初期化するとともに、レンタルサーバーに保存していたファイルも削除し、証拠の隠滅を図っていた。

流出したとされる個人情報を特定するには、これらの削除されたファイルを復元、解析する必要があることから、以下の調査を行った。

ア 職場・自宅で使用していたパソコン、ポータブルハードディスクのデータの復元

職員①が、職場((公財)堺市産業振興センター)や自宅で使用していたパソコン(以下「職場PC」「自宅PC」と業務ファイルの持出しやファイルの保存に使用していたポータブルハードディスク(以下「PHDD」)のファイルの復元を、9月上旬に専門業者に依頼した。

一次調査では、職場PCには約94万ファイル、自宅PCには約59万ファイル、PHDDには約36万ファイル、計約189万ファイルが存在していることが判明した。

二次調査では、職員①の供述から優先度が高いと判断された職場PCとPHDDのファイルの復元を優先し、本事案に関連する可能性のある計約12万ファイル(職場PC:約9万5千ファイル、PHDD:約2万4千ファイル)を抽出して復元を行った。また、自宅PCについてもファイルの復元を行った。

イ レンタルサーバーの操作記録(ログ)の解析

レンタルサーバーから削除されたファイルの復元は技術的に不可能であった。

職場PC・自宅PC・PHDDのファイルが復元されても、その中でどのファイルがレンタルサーバーの公開部分に保存され一定の期間閲覧状態にあったのかは特定できないことから、対応を種々検討したところ、レンタルサーバーに保存されたファイルの操作記録(ログ)が残されており、それを用いてファイルが特定できることが判明した。

レンタルサーバー運営会社に操作記録(ログ)の提供を求め、10月下旬に先行して削除ログ(保存されたデータを削除した操作記録)を、11月中旬にアクセスログ(保存されたファイルに外部からアクセスした操作記録)など全てのログを、それぞれ提供を受け、解析が可能な状態に整理・分類し、完了したものから順次解析を行った。

ウ 復元されたファイルと削除ログとの照合、分析

復元されたファイルと解析した削除ログを照合した結果、復元された約12万ファイルのうち約1万4千ファイルがレンタルサーバーに保存されていたことの確証を得た。

11月中旬に復元された自宅PCのデータ約59万件については、個人的な写真や趣味に関するデータ等で削除ログと合致するファイルは存在しなかった。このことは、職員①の供述とも符合していた。

これら削除ログと合致した約1万4千ファイルについて、個人情報の有無を一つひとつ目視により順次確認したところ、最終的に閲覧可能なレンタルサーバーには個人情報を含むファイルが184ファイルあったことが確認された。

エ 個人情報を含むファイルとアクセスログとの照合、分析

個人情報を含むことが確認された184ファイルに外部からアクセスがあったのかどうかを確認するため、これら184ファイルと解析したアクセスログを照合した結果、184ファイルに対して延べ55回の外部からのアクセスがあったことが確認された。

これら延べ55回のアクセスログを分析した結果、IPアドレスから検索ロボット(*)によるアクセスが延べ29回、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスが延べ26回であることが確認された。

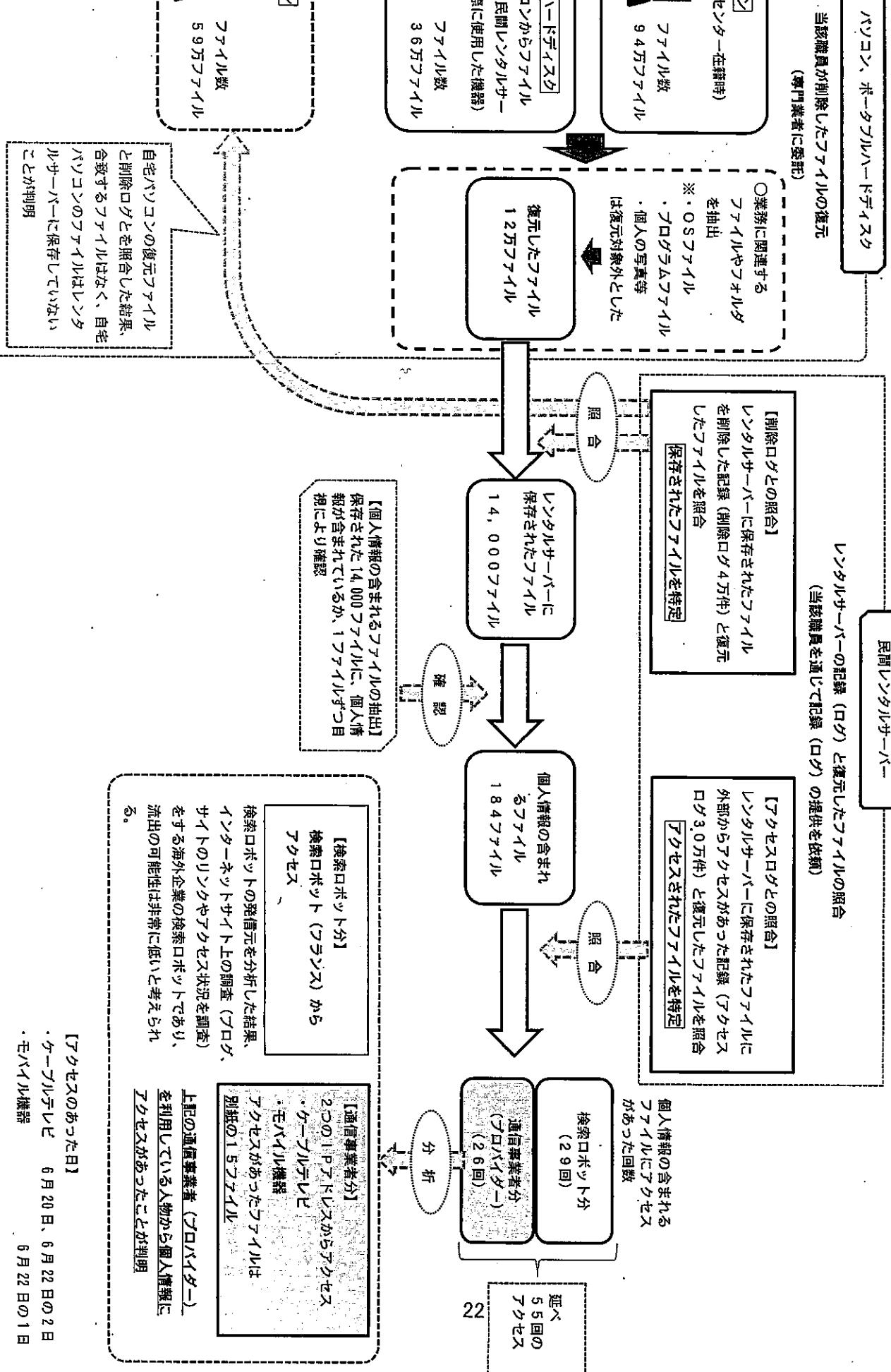
このうち検索ロボットによるアクセスについては、海外企業の検索ロボットからのアクセスであることが、また、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスについては、携帯電話事業者とケーブルテレビ事業者から契約者に割り当てられた2つのIPアドレスからのアクセスであることが確認された。

*検索ロボット：インターネット上のあらゆるウェブサイトの情報を取得して検索用データベース・インデックスを作成する自動巡回プログラム

なお、検索ロボットについては、IT分野を専門とする弁護士に相談した結果、検索ロボットのIPアドレスの発信元は、ホームページ等の被リンク調査（紹介されているサイトの数、アクセスされた時間帯、国など）を実施するために情報収集をする海外企業であることがわかつた。

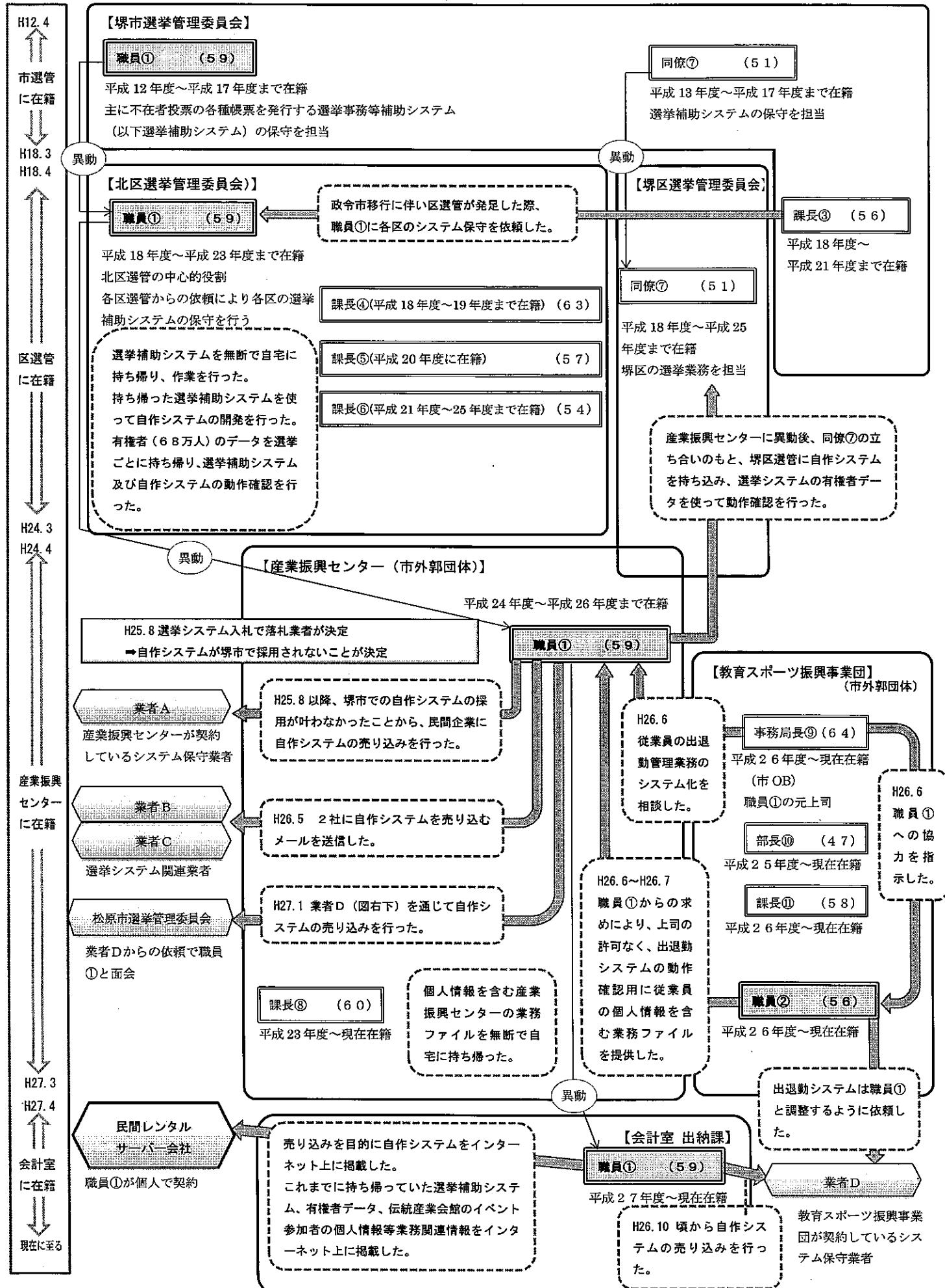
当該海外企業は、利用者のHP等がどのようなブログやサイトにリンクされているか等を調査・分析する業務を行っており、そのために必要な情報を収集するためにアクセスを行つたと想定され、このことによる流出の可能性は低いと考えられる。

個人情報の含まれるファイルの特定作業について



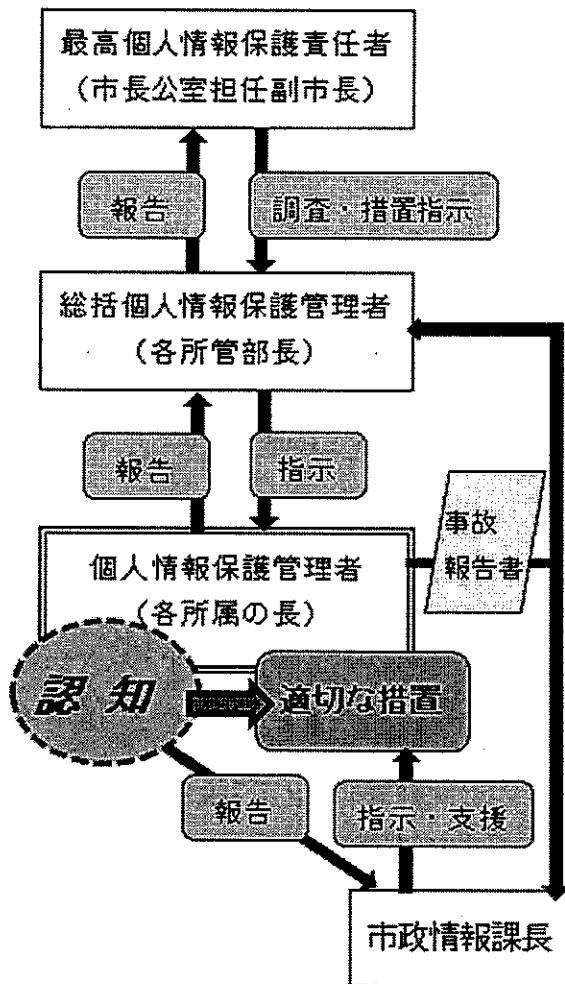
相 関 図

※カッコ内の年齢は平成27年12月14日現在(役職は当時)

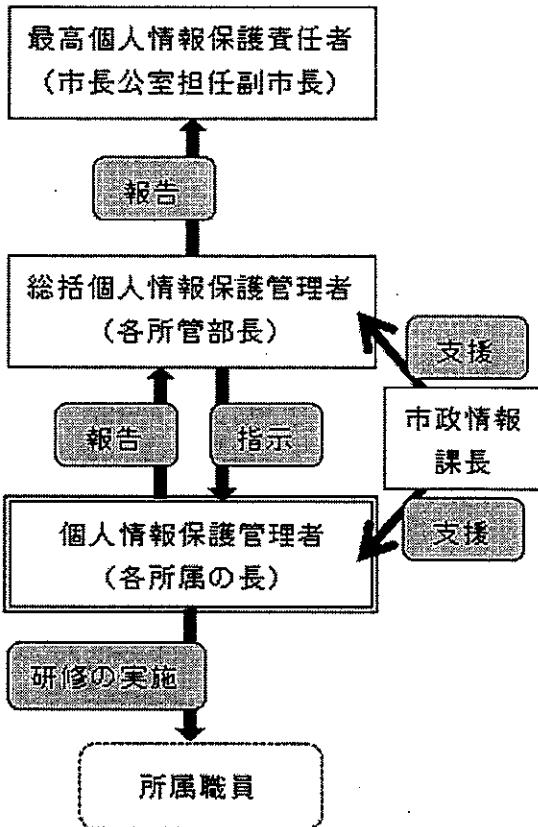


■個人情報保護に関する指揮命令体制

■事故の報告等



■研修



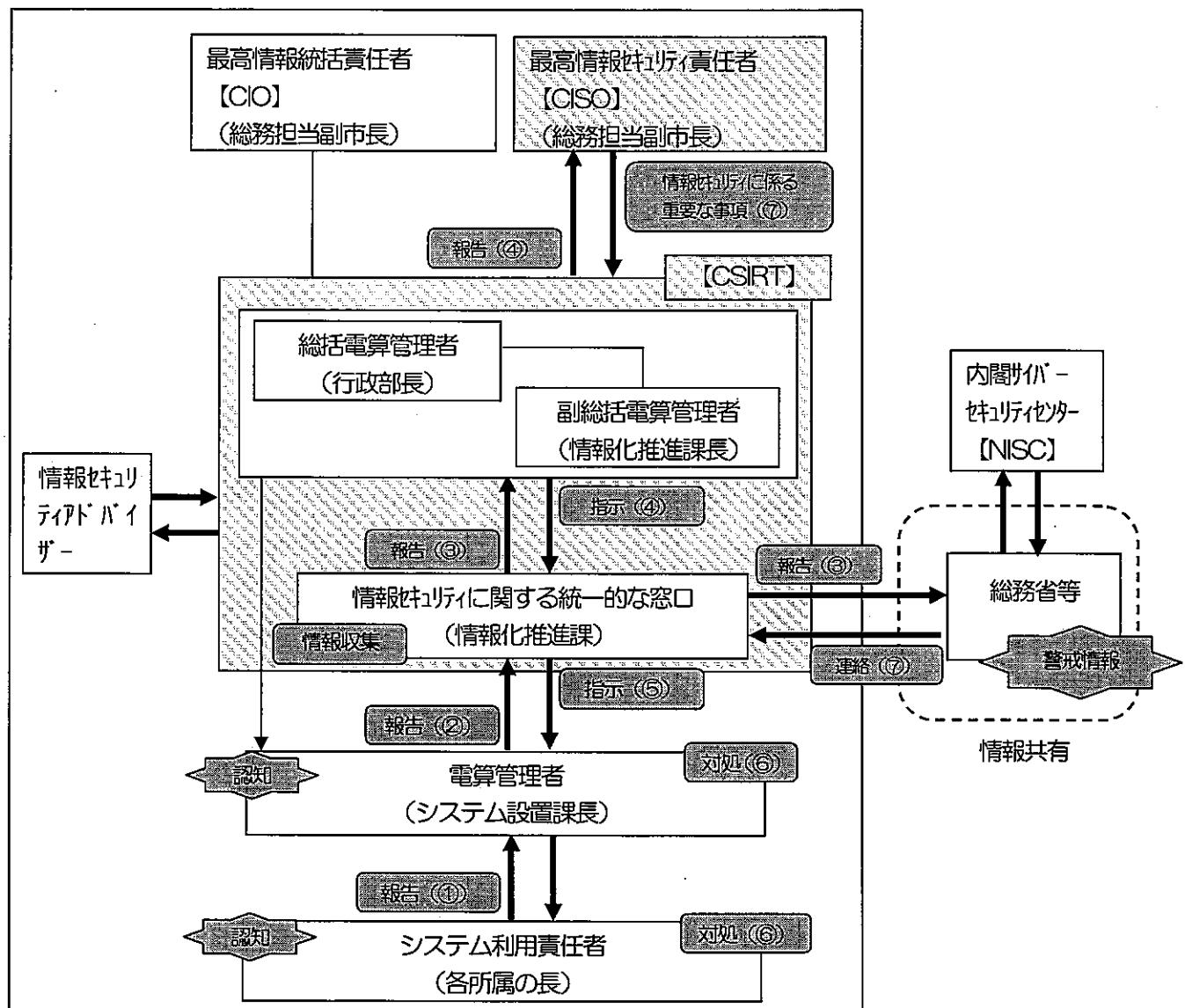
全ての個人情報取扱事務を統括する最高責任者として最高個人情報保護責任者、各部に総括個人情報保護管理者、各課に個人情報保護管理者を置く。

- 最高個人情報保護責任者は、総括個人情報保護管理者から報告を受けて適切な指示を行う。
- 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者からの報告を受けて適切な指示を行うとともに、最高個人情報保護責任者に報告する。
- 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者に報告するとともに、指示を受けて適切な措置を講じるとともに、事故報告書により総括管理者及び市政情報課長に報告する。
- 市政情報課長は、必要な支援及び助言などの支援を行う。

■情報セキュリティに関する指揮命令体制

資料 7

総務担当副市長を最高情報セキュリティ責任者(CISO)とした指揮命令系統を構築し、その実働部隊として情報セキュリティに関する統一的な窓口(CSIRT)を設置しました。



情報セキュリティインシデント（情報セキュリティに関する障害、事故及びシステム上の欠陥をいう。）が発生した時には、以下の流れで対応します。

- ① 情報セキュリティインシデントが発生していると認めた職員は、速やかに電算管理者へ報告する。
- ② 電算管理者は、当該事象を、情報セキュリティに関する統一的な窓口（以下、「窓口」という。）に報告する。
- ③ 窓口は、当該事象にかかる状況を把握・分析のうえ、被害の拡大防止等の必要な対策について、総括電算管理者へ報告する。また、併せて総務省等の関係機関へ報告する。
- ④ 総括電算管理者は、状況に応じ、最高情報セキュリティ責任者に報告したうえで、窓口に対し、被害拡大防止等にかかる必要な措置を講ずるよう指示する。
- ⑤ 窓口は、総括電算管理者からの指示に基づき、被害拡大防止等に係る必要な措置を、電算管理者等の関係者に指示する。
- ⑥ 電算管理者等は、窓口からの指示に基づき、情報資産の防護のために、必要な措置を講ずる。

(参 考 資 料)

・堺市報道提供資料

(平成27年9月7日・13日、12月14日・25日、
平成28年1月20日 提供分)

・広報さかい

(平成28年1月号・2月号)

問い合わせ先
 担当課 総務局 人事部 人事課
 直 通 072-228-7907
 内 線 5250
 FAX 072-228-8823

職員の不祥事案の発生について

下記のとおり、職員の不祥事案（市職員による個人情報の流出）が発生しましたので、お知らせいたします。市では引き続き、当該不祥事案の全容解明に向け取り組み、その後、当該職員には厳正に対処してまいります。

記

1 職員の所属・役職等

会計室 課長補佐級職員（59歳）

2 不祥事案の経過及び内容

本年6月24日（水）午後8時頃に、市政情報課ホームページに「インターネット上に不審な情報がある」との匿名の通報（メール）が寄せられ、調査を行ったところ、当該職員が作成したと思われるメール文書や事務マニュアルなどの情報が、インターネット検索サイトにキャッシュとして残されていることが確認された。

翌25日（木）以降、市では、インターネット検索サイトへのキャッシュの削除依頼を行うとともに、メール文書を分析した結果、当該職員が自らが開発した選挙システムを他の自治体や民間企業に対して売り込もうとしていた疑いがあることが分かり、当該職員への聞き取り調査を進めてきた。

そうした中、8月22日（土）に、インターネットのブログサイトに「堺市の選挙システムや有権者の個人情報、職員と思われる個人情報の流出があったようである」との書き込みがなされたことから、個人情報の流出の疑いについても調査を進めていたところ、9月5日（土）に別のインターネットサイトに「堺市の職員や関係者の個人情報を含む情報が流出していた」との書き込みがなされ、流出したとされるマスキングされた個人情報の一覧やメール文書の画像も掲載された。

キャッシュ：インターネットの閲覧時にウェブページの表示速度を上げるため、ウェブページを構成する画像などのファイルを複製して保存されたデータ。

3 これまでの調査結果

当該職員が個人で契約していた民間のレンタルサーバーに保存していたデータが、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態にあり、これらデータが流出したものと考えられる。

(1) 流出したとされる市職員や関係者の個人情報について

当該職員が市外郭団体（（公財）堺市教育スポーツ振興事業団）から依頼を受け短時間勤務職員の出退勤システムを作成した際に、当該団体から提供を受けた平成26年7月時点の短時間勤務職員の一覧と、当該職員が市外郭団体（（公財）堺市産業振興センター）在籍時に業務上所有していた平成25年3月時点のアルバイト応募者の一覧であると考えられる。

（流出したと考えられる個人情報）

ア 市外郭団体（（公財）堺市教育スポーツ振興事業団）の放課後児童対策事業所で勤務する短時間勤務職員の個人情報

（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、入社日、在学学校名及び給与実績データ）約1000名分
 イ 市外郭団体（（公財）堺市産業振興センター）のアルバイト応募者の個人情報

（氏名、年齢、住所、電話番号）11名分

(2) 流出したとされる選挙システムと有権者の個人情報について

当該職員が、他の自治体や民間企業に売り込もうとしていた選挙システムとその動作確認用に作成した架空の個人情報（ダミーデータ）であることを確認している。

堺市報道提供資料

平成27年9月13日提供

問い合わせ先
 担当課 総務局 人事部 人事課
 直通 072-228-7907
 内線 5250
 FAX 072-228-8823

職員の不祥事案について

職員の不祥事案（市職員による個人情報の流出）について、調査の結果、下記のとおり、新たな事実が確認されましたのでお知らせいたします。

市民の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、引き続き、当該不祥事案の全容解明に向け取り組み、その後、当該職員には厳正に対処してまいります。また、かかる不祥事案の再発の防止に努めてまいります。

記

1 不祥事案の経過及び内容

9月5日（土）に「堺市の職員や関係者の個人情報を含む情報が流出していた」との書き込みがなされたインターネットサイトに、9月12日（土）、「続報・堺市の個人情報流出」として、流出したとされる新たな個人情報の一覧の画像がマスキングされて掲載された。

2 新たに確認された事実

(1) 選挙データの持ち出し

当該職員が、北区選挙管理委員会事務局（北区企画総務課）に在籍していた平成18年度から平成23年度の間に、約68万件の有権者情報などのデータを含む選挙システムを、複数回、市から持ち出し、自宅のパソコンに保存していたことが判明した。

(2) 個人情報の流出

当該職員が個人で契約していた民間のレンタルサーバーに保存していたデータが、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態にあり、これらデータが流出したものと考えられる。

○今回新たに判明した、流出したとされる個人情報について

ア 当該職員が、他の自治体や民間企業に売り込もうとしていた選挙システムの動作確認用の架空の個人情報（ダミーデータ）を作成するために所有していた、平成23年1月127日執行の大坂府知事選挙での投開票所の施設管理者・鍵保管者（北区分）及び郵便等による不在者投票対象者（北区分）の個人情報であると考えられる。

（流出したと考えられる個人情報）

（ア） 投開票所の施設管理者・鍵保管者（北区分）の個人情報

（氏名、住所、電話番号）

8名分（投開票所23箇所のうち、民間のもの6箇所の施設管理者・鍵保管者）

（イ） 郵便等による不在者投票の対象者（身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で障害の等級が一定以上の方、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方）（北区分）の個人情報

（氏名、性別、生年月日、住所／郵便投票資格者証の区分（障害、介護等の別）／身体障害者手帳・戦傷病者手帳の番号、等級、障害名、送付先住所／代理記載人の氏名、生年月日、電話番号） 125名分（推計）

イ 当該職員が、北区選挙管理委員会事務局（北区企画総務課）在籍時に、業務上所有していた、指定病院等における不在者投票対象者（北区分）の個人情報であると考えられる。

（流出したと考えられる個人情報）

（ア） 指定病院等における不在者投票対象者（北区分）の個人情報

（氏名） 最大393名分

ウ 当該職員が市外郭団体（（公財）堺市産業振興センター）在籍時に業務上所有していた、平成24年1月から平成25年2月にかけ実施した「伝統産業子ども就業体験事業」の参加者の一覧であると考えられる。

（流出したと考えられる個人情報）

（ア） 市外郭団体（（公財）堺市産業振興センター）が実施した伝統産業子ども就業体験事業参加者の個人情報

（氏名、住所、電話番号、学校名、学年） 35名分

堺市報道提供資料

平成27年12月14日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直 通	072-228-7907
内 線	5250
FAX	072-228-8823

職員の不祥事案について

職員の不祥事案（市職員による個人情報の流出）について、全容の解明に向けた調査の結果、新たに、平成23年11月に執行された大阪府知事選挙時の約68万人の有権者データを含む6つのファイルが流出したことが判明しましたので、お知らせいたします。

また、本日付けで関係職員の処分等を行いましたので、併せてお知らせいたします。

市民の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びするとともに、かかる不祥事案の再発防止に取り組んでまいります。

記

1 不祥事案の経過及び内容

本市職員（会計室 課長補佐級職員 59歳「以下職員①」）が、無断で自宅に持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。

このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、個人情報を流出させたもの。

2 調査の結果、判明した事実

平成23年11月に執行された大阪府知事選挙時の約68万人の有権者データなどの個人情報を含む15のファイルが外部からアクセスされ、個人情報が流出したものと考えられる。

全15のファイルのうち、新たに流出が判明したものは、約68万人の有権者データを含む6ファイルであった（詳細は別紙資料1「流出したとされる個人情報」を参照）。

これら全15のファイルに含まれる個人情報の2次流出による被害の発生は、現時点で確認されていない。

なお、これら全15ファイルへの外部からのアクセスは、2つの通信事業者（プロバイダー）を介して行われた2つのIPアドレス（＊）からのものであることを確認している。

* IPアドレス：インターネットやLANなどのIPネットワークに接続されたコンピュータなどに割り振られる識別番号

3 調査の概要

流出した個人情報を特定するため、職員①が自宅・職場で使用していたパソコンとポータブルハードディスクを押収したが、ファイルは既に削除、初期化されており、民間レンタルサーバーに保存していたファイルも削除されていた。

そこで、パソコンとポータブルハードディスクのファイルの復元を専門業者に依頼し、復元されたファイルの中に個人情報を含むファイルがあるか確認を行った。

民間レンタルサーバーのファイルの復元は技術的に不可能であったが、レンタルサーバー内のファイルを操作した記録（操作ログ）が残されていることが分かり、復元されたファイルと操作ログを照合し、民間レンタルサーバーに保存されたファイルのうち、外部からアクセスされた個人情報を含むファイルを特定した。（詳細は別紙資料2「調査の詳細」を参照）

4 市としての対応

(1) 流出した個人情報を保全する試み

個人情報の流出による2次被害の発生は現在確認されていないが、流出した個人情報を保全し2次被害の発生を防止するため、これまでに判明している市等への通報者や個人情報を含むファイルに外部よりアクセスした者に対して、本事案に関する情報の提供や、流出した個人情報の返却、消去を求めるべく接触を試みている。

現時点では、通報者やアクセス者に対して直接接触するまでには至っていないが、引き続き情報提供や個人情報の返却、消去に協力が得られるよう、引き続き誠実に対応していく。

また、万が一、2次被害の発生が確認された場合には、あらゆる法的措置を講じて対応していく。

(2) 関係者へのお詫び

ア 文書等によるお詫び

新たに判明した、個人情報が流出したとされる施設利用申込者などの方々には、文書等によるお詫びを行うべく準備を進めている。

イ ホームページ等への記事の掲載

新たに判明した事実について市民の皆様にお知らせし、約68万人の有権者データなどの個人情報を流出させたことのお詫びを行うべく、市や関係外郭団体のホームページに記事を掲載する準備を進めている。

また、広報紙（平成28年1月号）にも同様に記事を掲載する。

5 関係職員の処分等

(1) 懲戒処分、服務上の措置

本事案に関して、本日（12月14日（月））付けで以下のとおり、3名に対して懲戒処分を8名に対して服務上の措置を、それぞれ行った（外郭団体によるものを含む。）。

ア 市の処分

(懲戒処分 2名)

	処分内容	被処分者	行為内容
①	免職	会計室 課長補佐級 (59歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む業務データを無断で自宅に持ち帰った。 ・自宅に持ち帰った選挙補助システムを改良して自作のシステムを開発し、複数の民間企業等に対して売り込みを行った。 ・個人情報を含む業務データを、民間のレンタルサーバーに保存し、個人情報の流出を招いた。 ・事情聴取においても明確な証言を行わず、また、持ち帰ったデータを意図的に削除、証拠隠滅を図るなど、事実解明の遅延を招いた。 ・これらの行為により市政に対する重大な信用失墜を招いた。
②	戒告	教育委員会事務局 地域教育支援部 係長級(56歳) ※堺市教育スポーツ 振興事業団へ派遣中	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発の依頼を受けた職員①に対して、適正な手続きを経ることなく個人情報を含むデータを提供した。 ・システム開発の完了後も、職員①に対して個人情報を含むデータの返却を求める等、適正な個人情報の管理を怠り、個人情報の流出を招いた。

(服務上の措置 5名)

	処分内容	被処分者	行為内容
③	厳重注意	美原区役所 美原保健福祉総合センター 課長級 (56歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から20年度までの間、堺市選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、北区選挙管理委員会事務局に在籍していた職員①に対し、正式な手続きを経ることなく、安易に各区の選挙補助システムの保守を依頼した。
④	文書訓告 (管理監督)	健康福祉局 長寿社会部 再任用職員 (63歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から23年度までの間、職員①が北区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、所属長としての監理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。
⑤	文書訓告 (管理監督)	中区役所 中保健福祉総合センター 課長級 (57歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から23年度までの間、職員①が北区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、所属長としての監理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。
⑥	文書訓告 (管理監督)	教育委員会事務局 学校教育部 課長級 (54歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から25年度までの間、堺区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、平成25年度に職員①の依頼に応じ、区選挙管理委員会の選挙システム用のパソコンを用いて職員①が自作システムの動作確認を行うことを容認し使用させた。
⑦	文書訓告	市民人権局 人権部 係長級 (51歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から25年度までの間、堺区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、平成25年度に職員①の依頼に応じ、区選挙管理委員会の選挙システム用のパソコンを用いて職員①が自作システムの動作確認を行うことを容認し使用させた。

イ 外郭団体による処分

◆ (公財) 堺市産業振興センター

(服務上の措置 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑧	文書訓告 (管理監督)	堺市産業振興センター 課長級 (60歳)	・所属長としての部下の管理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。

◆ (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団

(懲戒処分 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑨	戒告	堺市教育スポーツ 振興事業団 事務局長 (64歳)	・適正な手続きを経ることなく、部外者 (職員①) にシステムの開発を依頼し、部下職員②に対して、部外者 (職員①) に協力するよう命じた。 ・業務の進捗管理を怠り、結果的に団体の保有する個人情報の流出を招いた。

(服務上の措置 2名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑩	厳重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 部長級 (47歳)	・所属長として、職員②に対する業務の進捗管理を怠った。
⑪	厳重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 課長級 (58歳)	

(2) 刑事告訴

本事案に関して、本市ではこれまでに前例のない規模の個人情報の流出を招き、市民の市政に対する信用を大きく失墜させたことを鑑み、事案を引き起こした職員①に対し、刑事告訴を検討しており、現在、警察との相談を行っている。

- ・地方公務員法第34条（秘密を守る義務）違反
- ・堺市個人情報保護条例第57条（不正盗用）違反

(3) 経費の求償

本事案の調査に要した経費（削除されたファイルの復元費用、弁護士への相談費用など）は、職員①に求償する。

6 再発防止の取組み

本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。

(1) データの外部持出し制限の強化 【平成28年の早期に実施】

ア 外部記録媒体（U S Bメモリー等）の接続制限の拡充

庁内LANや一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。

イ データの外部持出し承認の厳格化

承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上の本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認が無ければ外部記録媒体へのデータの記録ができないようにする。

ウ データの外部持出し操作記録（ログ）取得の拡充

一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録（ログ）の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。

(2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化

ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 【平成27年1・2月中に実施】

個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長（個人情報保護：田村副市長、情報セキュリティ：中條副市長）を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。

イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 【平成27年1・2月中に実施】

職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長（個人情報保護管理者）に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めていたが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。

ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 【継続実施】

職務上、個人情報を取り扱う部署を中心、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。（平成15年度から継続して実施中）

(3) 事故発生時の対応の強化 【平成27年1・2月中に実施】

ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 《再掲》

個人情報の流出等の事故発生に備え、個人情報保護と情報セキュリティについて、それを統括する副市長（個人情報保護：田村副市長、情報セキュリティ：中條副市長）を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。

イ 関係部局による事故対策会議の設置

(2) アでの的確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。

ウ 外部有識者からの意見聴取（情報セキュリティアドバイザーの選任）

(2) アでの的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者（弁護士、大学教授等）を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。

(4) その他

ア 関係規程の整備 【実施済】

「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規程（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。

流出したと考えられる個人情報
(全15ファイル うち新たに判明したもの6ファイル)

【別紙資料1】

区分	番号	ファイルの内容	含まれる個人情報	件数 (人數)	新規 既報 の別
選挙関係	1	選挙有権者の一覧 (全市分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、郵便番号	682,524	新規
	2	選挙ポスター掲示場所の貸主の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	23	新規
	3	システムのマニュアル (当該職員が自作したシステム用に作成したもの)	(有権者の) 氏名、性別、生年月日、住所	8	新規
	4	郵便等による不在者投票の対象者(一定の要件を満たす障害者、要介護者)の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、性別、生年月日、住所、資格者証の区分、身体障害者手帳・戦傷病者手帳の番号、等級、障害名、送付先住所、代理記載人の氏名、生年月日、郵便番号	119	既報
	5	投開票所の施設管理者、鍵保管者の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	8	既報
産業振興センター関係	6	伝統産業会館運営事業費の支出データ (平成25年4月から26年3月までの間のもの)	(職員の) 氏名、給与、賃金、通勤手当	18	新規
	7	伝統産業会館研修室の利用申込の一覧 (平成26年4月から27年3月までの間のもの)	(申込者の) 氏名、住所、電話番号	5	新規
	8	アルバイト応募者の一覧 (平成25年3月時点のもの)	氏名、年齢、住所、電話番号	11	既報
	9	伝統産業子ども就業体験事業への参加者の一覧 (平成24年11月から25年2月までの間のもの)	氏名、住所、電話番号、学校名、学年	35	既報
振興事業団関係	10	放課後児童対策事業所で勤務する短時間勤務職員の一覧 (平成26年10月から26年11月までの間のもの)			既報
	11	同上 ※10と作成日時が異なるもの			既報
	12	同上 ※10と作成日時が異なるもの	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、入社日、在学学校名、給与実績データ	1142	既報
	13	同上 ※10と作成日時が異なるもの		※重複分を除いた総数	既報
	14	同上 ※10と作成日時が異なるもの			既報
その他	15	メールアドレス (当該職員が過去に個人で使用していたフリーメールに登録していたもの)	氏名、メールアドレス ※うち氏名が無いもの36件	40	新規

※「既報」は平成27年9月7日及び9月13日に既に報道提供を行っているもの

新たに判明した、流出したと考えられる個人情報の件数:	6ファイル、682,618人分
----------------------------	-----------------

既報のものを含めた、流出したと考えられる個人情報の件数:	15ファイル、683,933人分
------------------------------	------------------

【別紙資料2】

調査の詳細

(1) 調査の内容と確認された事項

職員①は、自宅・職場で使用していたパソコンやポータブルハードディスクの全てファイルを削除、初期化するとともに、レンタルサーバーに保存していたファイルも削除し、証拠の隠滅を図っていた。

流出したとされる個人情報を特定するには、これらの削除されたファイルを復元、解析する必要があることから、以下の調査を行った。

ア 職場・自宅で使用していたパソコン、ポータブルハードディスクのデータの復元

職員①が、職場（（公財）堺市産業振興センター）や自宅で使用していたパソコン（以下「職場PC」「自宅PC」）と業務ファイルの持出しやファイルの保存に使用していたポータブルハードディスク（以下「PHDD」）のファイルの復元を、9月上旬に専門業者に依頼した。

一次調査では、職場PCには約94万ファイル、自宅PCには約59万ファイル、PHDDには約36万ファイル、計約189万ファイルが存在していることが判明した。

二次調査では、職員①の供述から優先度が高いと判断された職場PCとPHDDのファイルの復元を優先し、本事案に関連する可能性のある計約12万ファイル（職場PC：約9万5千ファイル、PHDD：約2万4千ファイル）を抽出して復元を行った。また、自宅PCについてもファイルの復元を行った。

イ レンタルサーバーの操作記録（ログ）の解析

レンタルサーバーから削除されたファイルの復元は技術的に不可能であった。

職場PC・自宅PC・PHDDのファイルが復元されても、その中でどのファイルがレンタルサーバーの公開部分に保存され一定の期間閲覧状態にあったのかは特定できないことから、対応を種々検討したところ、レンタルサーバーに保存されたファイルの操作記録（ログ）が残されており、それを用いてファイルが特定できることが判明した。

レンタルサーバー運営会社に操作記録（ログ）の提供を求め、10月下旬に先行して削除ログ（保存されたデータを削除した操作記録）を、11月中旬にアクセスログ（保存されたファイルに外部からアクセスした操作記録）など全てのログを、それぞれ提供を受け、解析が可能な状態に整理・分類し、完了したものから順次解析を行った。

ウ 復元されたファイルと削除ログとの照合、分析

復元されたファイルと解析した削除ログを照合した結果、復元された約12万ファイルのうち約1万4千ファイルがレンタルサーバーに保存されていたことの確証を得た。

11月中旬に復元された自宅PCのデータ約59万件については、個人的な写真や趣味に関するデータ等で削除ログと合致するファイルは存在しなかった。このことは、職員①の供述とも符合していた。

これら削除ログと合致した約1万4千ファイルについて、個人情報の有無を一つひとつ目視により順次確認したところ、最終的に閲覧可能なレンタルサーバーには個人情報を含むファイルが184ファイルあったことが確認された。

エ 個人情報を含むファイルとアクセスログとの照合、分析

個人情報を含むことが確認された184ファイルに外部からアクセスがあったのかどうかを確認するため、これら184ファイルと解析したアクセスログを照合した結果、184ファイルに対して延べ55回の外部からのアクセスがあったことが確認された。

これら延べ55回のアクセスログを分析した結果、IPアドレスから検索ロボット(*)によるアクセスが延べ29回、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスが延べ26回であることが確認された。

このうち検索ロボットによるアクセスについては、海外企業の検索ロボットからのアクセスであることが、また、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスについては、携帯電話事業者とケーブルテレビ事業者から契約者に割り当てられた2つのIPアドレスからのアクセスであることが確認された。

*検索ロボット：インターネット上のあらゆるウェブサイトの情報を取得して検索用データベース・インデックスを作成する自動巡回プログラム

なお、検索ロボットについては、IT分野を専門とする弁護士に相談した結果、検索ロボットのIPアドレスの発信元は、ホームページ等の被リンク調査（紹介されているサイトの数、アクセスされた時間帯、国など）を実施するために情報収集をする海外企業であることがわかった。

当該海外企業は、利用者のHP等がどのようなブログやサイトにリンクされているか等を調査・分析する業務を行っており、そのために必要な情報を収集するためにアクセスを行ったと想定され、このことによる流出の可能性は低いと考えられる。

堺市報道提供資料

平成27年12月25日提供

問い合わせ先
 担当課 総務局 人事部 人事課
 直通 072-228-7907
 内線 5250
 FAX 072-228-8823

元市職員による個人情報の流出事案について（報告）

このことについて、市では、流出した個人情報を保全し2次被害の発生を防止するため、市等への通報者や、個人情報にアクセスした2つのIPアドレスの利用者に対して、本事案に関する情報の提供や、流出した個人情報の返却、消去を求めるべく接触の試みを続けてきました。

その結果、流出した約68万人の有権者データ等の個人情報は既に削除された等の情報を得ましたので、お知らせいたします。

記

1 通報者等への接触の結果、得た情報

(1) 個人情報にアクセスした2つのIPアドレスの利用者について

通信事業者（プロバイダー）を介して個人情報に外部からアクセスした2つのIPアドレス（*1）の利用者は別人物の2名であり、ケーブルテレビ事業者から割り振られたIPアドレスの利用者は市やJPCERTコーディネーションセンター（*2）などへの通報を行った者（以下「通報者」）、モバイル事業者から割り振られたIPアドレスの利用者は通報者が相談した者（以下「相談者」）であるとの情報を得た。

*1. IPアドレス

インターネットやLANなどのIPネットワークに接続されたコンピューターなどに割り振られる識別番号

*2. JPCERTコーディネーションセンター（ホームページより抜粋）

インターネットを介して発生する侵入やサービス妨害等のコンピュータセキュリティインシデントについて、日本国内のサイトに関する報告の受付、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討や助言などを、技術的な立場から行う、特定の政府機関や企業からは独立した中立の組織（一般社団法人）

(2) 流出した個人情報について

JPCERTを通じて通報者と接触を試みたところ、以下の内容について、JPCERTを経由して通報者からの返答（メール）があった。

- ・ 「(自分=通報者は) 堺市が事実を隠蔽する可能性を予想し、隠蔽対策の目的で個人情報をダウンロードした。堺市が個人情報の流出を認めたことから個人情報を保有する理由が無くなり削除した。他に転送はしていない。」
- ・ 「相談者からも『(個人情報を) 発見しダウンロードした後は、拡散させることなくデータを削除済み』との回答を得ている。通信事業者(プロバイダー)はX社(個人情報にアクセスしたモバイル事業社名)」のこと。

※通報者及び相談者がアクセスした個人情報については、別紙資料「流出したと考えられる個人情報」を参照

2 市としての見解

市では、JPCERTを通じて接觸したこの通報者が事案の詳細を知ることから、ケーブルテレビを介して個人情報に外部からアクセスしたIPアドレスの利用者本人であると考えており、当該通報者の「ダウンロードした個人情報を含むファイルは削除した。他への拡散はない。」との言から、通報者・相談者が保有していた流出した個人情報は削除され、そこからの2次流出やそれによる被害発生の恐れはないものと考えている。

市では、今後も引き続き、個人情報の2次流出やそれによる被害の発生がないか注視していく。

3 通報者からの指摘

通報者との接觸は、当初JPCERTを通じてであったが、その後、通報者から市に対して直接の接觸(メール)があった。その中で、通報者は以下の点を指摘している。

(1) 市の発表について

通報者は、12月14日の市の発表について、「市の発表の中で善意の通報者であることが明らかに示されなかつたために、インターネット上で犯罪者扱いになった。通報者が不利益を被ることは通報者保護の観点から絶対にあってはならない。」との趣旨の指摘を行っている。

(2) 個人情報へアクセスした人数について

通報者は、個人情報へアクセスした人数について、「検索エンジン(*3)のサーバーら全てのサーバーのアクセスログを精査しないと人数は分からぬ。」との指摘を行っている。

* 3. 検索エンジン

インターネットに存在する情報(ウェブページ、ウェブサイト、画像ファイル、ネットニュースなど)を検索する機能及びそのプログラム

4 今後の対応

個人情報へのアクセスに関しては、改めて、個人情報を含むファイルにアクセスした全てのアクセスログの解析等を専門機関に依頼し、検証を進めていく。

平成27年12月25日

堺市報道提供資料

問い合わせ先
担当課 総務局 人事部 人事課
直 通 072-228-7907
内 線 5250
FAX 072-228-8823

元市職員による個人情報の流出事案について（報告）

このことについて、調査の結果、下記のとおり、新たな事実が確認されましたのでお知らせいたします。市民の皆様には、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

記

1 新たに確認された事実

元市職員がインターネット動画サイトに掲載していた、他の自治体や民間企業に売り込もうとしていた選挙システムの操作デモンストレーションの動画に、実在する市民の個人情報が使用されており、当該動画が投稿された平成26年4月20日（日）から削除した平成27年12月24日（木）までの間、同サイト上で閲覧可能な状態にあったことが確認された。

2 使用されていた個人情報

平成27年9月13日（日）に既に報道提供を行っている、郵便等による不在者投票の対象者（一定の要件を満たす障害者、要介護者）の個人情報（北区分、平成23年11月執行の大坂府知事選挙時のもの） 119名分中の2名分
(氏名、住所、資格者証の区分、障害名) ※1名は氏名、住所のみ

堺市報道提供資料

平成28年1月20日提供

問い合わせ先
担当課 総務局 行政部 行政管理課
直 通 072-228-8632
内 線 5260
FAX 072-228-1303

個人情報流出事案に関する検証委員会を設置しました

元市職員による個人情報流出事案に関して、専門的な見地から、本市が行った調査や再発防止策の妥当性を検証するため、下記のとおり個人情報流出事案検証委員会を、本日（1月20日）付けで設置しました。検証委員会における審議の結果については、平成28年2月末を目途に報告いただく予定です。

市民の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びするとともに、かかる不祥事案の再発防止に取り組んでまいります。

記

1 検証委員会の概要

目的 個人情報流出事案に関して、専門的な見地から本市の調査や再発防止策の妥当性を検証する
構成員 個人情報保護、情報セキュリティ等に関する専門的知見を有する弁護士、学識経験者、有識者からなる外部委員3名（五十音順）

○赤津 加奈美（弁護士、女性、52歳）

- ・堺市個人情報保護審議会会长、大阪市個人情報保護審議会会长など
- ・大阪大学法科大学院非常勤講師、関西大学法科大学院非常勤講師

○嶋倉 文裕（有識者、男性、54歳）

- ・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会西日本支部長
- ・富士通関西中部ネットテック株式会社セキュリティインテグレーションセンター勤務
- ・JASA情報セキュリティ監査人補

○中野 秀男（学識経験者、男性、68歳）

- ・帝塚山学院大学情報メディア学科特任教授兼ICTセンター長、大阪市立大学名誉教授
(研究分野：インターネット技術、情報セキュリティ)
- ・電子情報通信学会・情報処理学会・情報ネットワーク法学会会員
- ・大阪市ITアドバイザー、豊中市情報政策専門家会議委員など

所掌事項 以下の事項について審議を行い、その結果を市長に報告する

- 個人情報の流出事案に関して堺市が行った調査に関する妥当性の検証
- 堺市が行う再発防止策に関する妥当性の検証
- 個人情報保護、情報セキュリティに関する提言

2 開催日時等について

○第1回（1月29日（金）10時30分から）

内容：事案の概要説明、調査結果の報告、再発防止策の説明、質疑応答等

○第2回（2月 8日（月）10時30分から）

内容：調査内容の妥当性の検証、再発防止策の妥当性の検証等

○第3回（2月15日（月）14時00分から）

内容：個人情報保護、情報セキュリティに関する提言の検討、審議結果の取りまとめ等

※ 審議の進捗により日程を追加する場合があります。

3 開催場所について

堺市職員能力開発センター 第1研修室（堺市堺区南瓦町2番1号、堺市総合福祉会館5階）

4 会議の公開について

会議は原則公開（審議の内容により会議の一部を非公開とする場合があります。）

